

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
2	2	2	賦課費	172

部局名	市民部
課名	税務課

I : 事業概要

施策事業名	市税賦課
事業目的	行政需要に対し、的確な市民サービスを継続的に提供するための必要な財源として、市歳入の約4割を占める市税について、適正かつ公平な課税を行い、安定した財源の確保を図る。
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方税法、犬山市税条例等に規定された市税に係る賦課業務 <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税賦課 給与支払報告書や年金支払報告書、確定申告書等に基づき税額を算定し、5月に特別徴収分、6月に普通徴収分の納税通知書を各々発送 ・固定資産税及び都市計画税賦課 登記物件（土地・家屋）の税通による異動や現地調査、償却資産の申告等により税額を算定し、4月に納税通知書を発送 ・軽自動車税賦課及びその他庶務事務 市内を定置場とし、軽自動車検査協会から送付される軽自動車税納税義務発生申告書等を基に税額を算定し、5月に納税通知書を発送 <p>●主な決算の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市税賦課 <ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費（納税通知書等の印刷） 5,142,687円 ・通信運搬費（納税通知書等郵送代） 8,066,751円 ・固定資産管理システムデータ更新業務委託料 8,503,000円 ・地方税電子申告支援サービス利用業務委託料 3,630,000円 ・市民税当初課税事務派遣業務委託料 2,869,046円 ○固定資産評価替え（令和5年度まで3か年かけて実施） <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産評価支援業務委託料 7,737,415円（3か年分計 26,950,000円）
事業の成果・効果	令和3年度決算における市税調定額は、個人住民税が 4,144,582,520円、法人市民税が 825,616,200円、固定資産税が 5,186,142,500円、国有資産等所在市町村交付金が 43,034,900円、軽自動車税（環境性能割）が 6,243,400円、軽自動車税（種別割）が 176,394,400円、市たばこ税が 384,317,329円、入湯税が 1,476,750円、都市計画税が 738,724,900円となっており、例年どおり適正に課税客体を把握し、公平かつ公正な課税を実施した。

II : 個別事業内訳

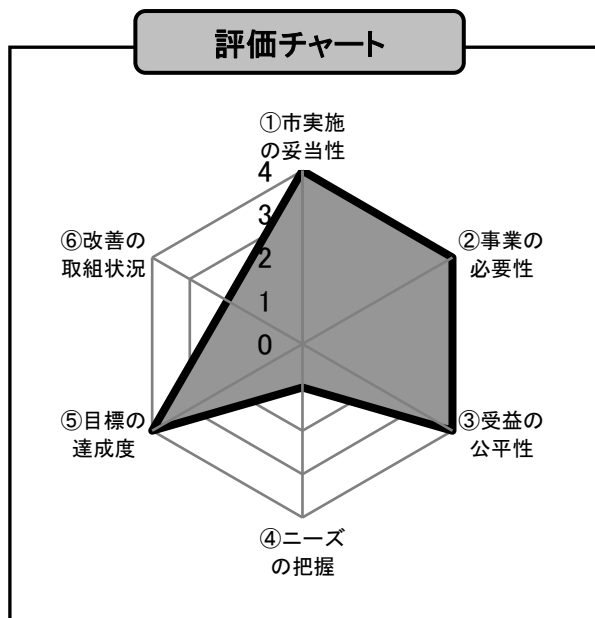
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
市税賦課	38,263	160	38,103	100%	2	3	3
固定資産評価替え	7,738	0	7,738	100%	2	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	46,001	160	45,841	100%	2	2	2

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		47,974	46,001	84,071
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	154	160	8,163
	一般財源	47,820	45,841	75,908
一般財源の割合		100%	100%	90%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	地方税法や犬山市税条例等に基づき、市が実施する事業である。
②事業の必要性	4	市歳入の約4割を占める市税の確保は、市民サービスを提供していくために継続すべき事業である。
③受益の公平性	4	市税収入を基に様々な市民サービスを実施していることから、結果としてすべての市民が恩恵を受ける事業である。
④ニーズの把握	1	賦課業務であり、納税義務者のニーズを把握して行う事業ではない。
⑤目標の達成度	4	各税目について適正な課税客体の把握等に努め、滞りなく賦課を行うことができた。
⑥改善の取組状況	2	公平かつ適正な課税を行うため、近隣市町等の例を参考に業務の点検、検証等を随時進めている。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	償却資産課税及び事業所課税等について計画的な調査を行い、54件の新規課税に繋げることができた。 固定資産税の課税適正化のために市街化調整区域内農地の現況調査を実施し、令和4年度課税に向けて44件の土地について地目等の見直しを行った。
令和4年度に見直しを実施している事項	従来、都市計画課が都市計画図作成のために不定期で実施していた航空写真撮影を税務課主導で、評価替えに合わせて3年毎に三市二町（江南市、岩倉市、扶桑町、大口町、犬山市）合同で実施していく。また、新たに税理士による無料相談を年5回（5月、7月、9月、11月、1月）実施する。
今後見直しを検討する事項	公平かつ適正な課税を行うための手法について検討を進めるとともに、市民に分かりやすい情報の提供の手法についても検討する。 航空写真撮影データを活用したAIによる土地・家屋の異動判読導入について研究していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
手続きのオンライン化等、市民サービスの向上に努めるとともに、適正課税に向けてより効率的な賦課業務を推進していくことが必要である。	システムの改修やRPA等の活用により、なるべく職員の手が加わらないような方策を研究していく。改修が見込めない場合は、運用方法を見直すことによって対応を考えていく。